（犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部改正）

第十一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第２号（第７条関係） 文書番号 令和　年　月　日 国家公安委員会　殿 （所属、官職） （氏名、押印） 疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写請求書 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第２項の規定に基づき、同条第１項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧／謄写を請求します。 記 閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要 備考　１　不要の文字は、横線で消すこと。 ２　「閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。 ３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。	**別記様式第２号**（第７条関係） 文書番号 平成　年　月　日 国家公安委員会　殿 （所属、官職） （氏名、押印） 疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写請求書 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第２項の規定に基づき、同条第１項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧／謄写を請求します。 記 閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要 備考　１　不要の文字は、横線で消すこと。 ２　「閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。 ３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
別記様式第１号（第４条関係） 文書番号 令和　年　月　日 殿 国家公安委員会 受理書 令和　年　月　日付け（文書番号）による犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第５項の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。	**別記様式第１号**（第４条関係） 文書番号 平成　年　月　日 殿 国家公安委員会 受理書 平成　年　月　日付け（文書番号）による犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第５項の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。 備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。